（品種登録規則の一部改正）

第二条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（品種登録簿の記録） **第十一条**　（略） 2～4　（略） 5　登録品種の植物体の特性記録部には、登録品種の植物体の審査特性に関する事項を記録しなければならない。 6～9　（略） （品種登録の方法等） **第八十条**　法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　法第三条第二項に規定する出願品種の育成をした者の氏名 四　法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願が法第十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名（政府間機関の場合にあっては、その名称）及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願（その者が特定国に属する場合にあっては、当該特定国出願）をした国名及び特定国出願日 五　（略） 2　（略）	（品種登録簿の記録） **第十一条**　（略） 2～4　（略） 5　登録品種の植物体の特性記録部には、登録品種の植物体の特性に関する事項を記録しなければならない。 6～9　（略） （品種登録の方法等） **第八十条**　法第十八条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　出願品種の育成をした者の氏名 四　品種登録出願が法第十一条第一項の規定による優先権の主張を伴うものである場合には、最先の締約国出願をした国名（政府間機関の場合にあっては、その名称）及び締約国出願日又は特定国出願のうち最先の出願（その者が特定国に属する場合にあっては、当該特定国出願）をした国名及び特定国出願日 五　（略） 2　（略）

○農林水産省令第十六号

種苗法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項及び第五条第一項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月十七日

農林水産大臣　金子原二郎

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係）	別表第一（第一条関係）
区分 / 農林水産植物 / 備考	区分 / 農林水産植物 / 備考
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）
落花生 / （略） / （略）	ラッカセイ / Arachis hypogaea L. / （略）
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）
（略） / （略） / （略）	アウェナ　ストリゴサ / Avena strigosa Schreb. / （略）
エリカモドキ / Bauera rubioides Andrews / 観賞樹	（新設） / （新設） / （新設）
（略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（出願品種の現地調査又は栽培試験の実施方法に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の施行前にした種苗法の一部を改正する法律による改正前の種苗法（以下「旧法」という。）第五条第一項の規定による品種登録の出願に係る現地調査又は栽培試験の実施方法については、なお従前の例による。

（訂正請求に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願に係るこの省令による改正後の種苗法施行規則第十二条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同項及び別記様式第七号の二中「願書」とあるのは、「説明書」とする。